



保育を支えて働く 全職員に賃上げを

組合で声を上げ、国の「賃上げ」 予算を全職員の賃金改善に

今回の国の補助は、各園が賃金改善計画をつくって、基本給(又は毎月決まって支給する手当)を引き上げることが原則です。職種や正規・非正規にかかわらず、保育を担うすべての職員の賃上げにつなげましょう。そのための労使協議の相談、組合づくりの相談もお待ちしています。

仕事に見合った賃金水準に



保育士

人が集まらない理由は賃金の低さです。国の「9000円の賃上げ」を目にした時は「(低すぎて)冗談?」とつぶやきました。命を預かり、子どもの人生の基盤を作る大切な時期に関わる責任ある仕事に見合った賃上げを求めます。



調理師

体力的に厳しい時もありますが、子ども達が毎日楽しみにしてくれている給食調理の仕事は、とてもやりがいを感じています。でも、やりがいだけではいつまで続けられるかわかりません。根本的な処遇改善を求めます。

これでは無理!

子どもの安全と成長発達を支えるのにふさわしい配置基準を

保育士ひとりに対する児童数



(日本の人員配置基準について)「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第33条第2項(海外の人員配置基準について) 株式会社シード・プランニング「諸外国における保育の質の捉え方・示し方に関する研究会(保育の質に関する基本的な考え方や具体的な捉え方・示し方に関する調査研究事業)報告書」(平成31年3月29日) <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000533050.pdf>

保育者は、単に子どもの安全に注意義務を負っているだけでなく、一人ひとりの子に対しても、子どもたちの集団に対しても、あそびや生活を通して発達を援助しています。子どもが起きている時間の大半を過ごす保育園での人手不足は子どもの人権侵害です。

ひとりの保育者が何人の子どもを受け持つか。現場の声を国の定める職員配置基準やその裏づけとなる保育予算に反映させるために労働組合に団結して声をあげましょう。